

電子処方箋通信あきた（8月号トピックス）

【医療機関・薬局版】

マイナ保険証で受診する患者さんの受付の際に、電子証明書の有効期限3か月以内の表示がカードリーダーに表示されること見かけませんか？

マイナ保険証（マイナンバーカード）は発行から5年（発行日から5回目の誕生日まで）で電子証明書の有効期限が到来します

また、マイナンバーカードそのものの有効期限は発行から10回目（未成年は5回目）の誕生日までとなっています

マイナ保険証は電子証明書の有効期限が過ぎても、「3か月は引き続き受診できます」と厚生労働省HPでも掲載されていますが、期限を過ぎると次のように大きな影響があります

- ① 患者さんが「診療情報・薬剤情報の提供」に同意することができなくなる
- ② 患者さんがマイナポータルにログインして、自分で「診療情報・薬剤情報の確認」をすることができなくなる

このようにマイナ保険証のメリットが大きく損なわれる電子証明書有効期限経過を防ぐため、適切な時期に電子証明書が更新されるように、厚生労働省が作成した「マイナ保険証の電子証明書有効期限」のチラシを添付しますので、カードリーダーに有効期限に関する案内が表示された患者さんに配布するなど、ご協力ををお願いします

導入だけではもったいない、使って活かす！ 電子処方箋

